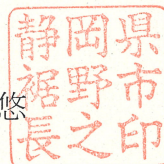


裾 市 生 第 3 2 号
令和 6 年 6 月 1 1 日

裾野市廃棄物減量等審議会会長 様

裾野市長 村田 悠



裾野市一般廃棄物処理基本計画等の施策について（諮問）

このことについて裾野市廃棄物減量等審議会条例第2条の規定に基づき、今後のごみ減量につなげる資源化の促進、ごみ処理有料化の導入について検討し、具体的な施策について、ご審議をいただきたく諮問いたします。

1 今後のごみ減量につなげる資源化の促進

令和4年4月1日より「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、現在行われている「容器包装プラスチック」に加え「製品プラスチック」のリサイクルが努力義務となりました。

また、昨今の技術革新により「雑がみ」「紙おむつ」「生ごみ、剪定枝（木くず）」等の新たなリサイクル技術が生まれております。

つきましては、裾野市の廃棄物の分別収集を検討するにあたり、より一層の資源化を促進するための分別品目、収集方法についてご意見をいただきたく諮問します。

2 ごみ処理の有料化の導入

令和3年度に策定した「裾野市一般廃棄物基本計画」においても検討課題となっておりました、ごみ処理の有料化について、「有料化する品目」、「具体的な金額」について、ご意見をいただきたく諮問します。